



くらしのほっと通信

ひとりで悩まないで・・・

サラ金・多重債務特別相談窓口をご利用ください!

名古屋市消費生活センターでは平成19年10月9日より、サラ金・多重債務専用の特別相談窓口を開設。従来の消費生活相談員による相談に加え、弁護士・司法書士による面接相談をはじめました。あなたの状況に適した債務整理の方法について、法律の専門家がより具体的にアドバイスします。

【サラ金・多重債務特別相談の詳細はP3参照】

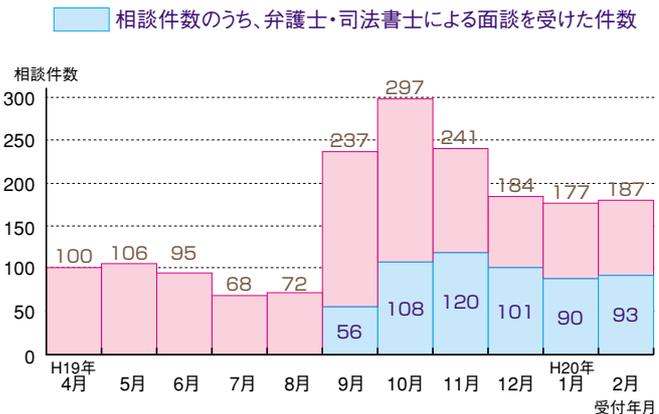


弁護士・司法書士による面談で解決の糸口が見つかる

サラ金・多重債務特別相談窓口の開設に先立ち、9月10日(月)～14日(金)に愛知県弁護士会、愛知県司法書士会と共同で特別相談を試行実施しました。そのPR効果もあり、9月からサラ金・多重債務に関する相談件数が急増。特に60才以上の方からの相談が増えました。

弁護士・司法書士の面談を受けた相談者の多くは、その後、弁護士や司法書士に債務整理を依頼したり、自ら特定調停の申し立てをする等、多重債務の解決に向けて何らかの具体的な行動を起こしているようです。

平成19年度サラ金・多重債務に関する相談件数の推移



ちょっとしたきっかけで多重債務に… 10社以上からの借り入れも珍しくない

相談者の借入残高は100万円以上500万円未満が相談件数の約4割を占め、契約年数5年以上の相談も数多く見受けられます。返済のために借金を繰り返して10社以上の業者から借金をしているという相談も少なくありません。

多重債務の原因としてはギャンブルや浪費がよく取沙汰されますが、食費や家賃、教育費、病気の治療費など、身近な支出の不足を補うために借金をはじめてしまう場合も多いようです。

借金をはじめたきっかけあれこれ

当センターの相談より

- 夫が死亡して生活費が足りなくなった
- 子供の塾代と私立高校の学費がかさんだ
- 親が死亡して急に葬式と帰省費用が必要になった
- 親戚や孫のお祝いで見栄を張ってしまった
- 親しくなった異性から「お金を貸して」と頼まれた
- 職場で怪我をしたが労災が認められず治療費がかかった
- 離婚して引越しするために借金をした
- 給料が減って住宅ローンが払えなくなった
- 友達の誘いを断れずマルチ商法で健康食品を契約した
- クレジットカードで軽い気持ちでキャッシングした



相談

月一金

052-222-9671
052-222-9674
052-223-3160

消費生活相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土・日

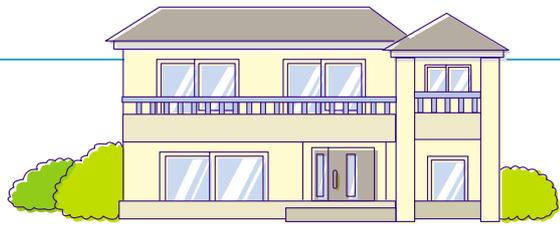
土・日テレフォン相談

052-222-9690

多重債務を解決するには？

多重債務を解決するには、何らかの方法で現在の借入残高を減らし、生活を建て直すことが大切です。返済のために借金をしたり、複数の借金を1つにまとめるだけでは根本的な解決にはなりません。

多重債務を解決する主な方法としては、利息の再計算により借金残高を見直す**任意整理**、**特定調停**、借金の一部を3年間程度で払うことを条件に残りの借金を免除してもらう**個人再生**、あるだけの財産を債権者(借入先)に分配して残りの借金を全額免除してもらう**自己破産**があります。どの方法が適しているかは、借金や収入等の状況によります。まずご相談ください。



Q. 返済できない本人の代わりに家族が払わなければならないの？

A. 保証人になっていなければ、たとえ家族といえども支払い義務はありません。

Q. マイホームを手放さなくてはならないの？

A. 自己破産の場合はマイホームを手放すこととなりますが、任意整理や特定調停、個人再生手続ならばマイホームを手放さずに解決できることがあります。

利息の再計算とは？

今まで返済してきた借金を、契約当初にさかのぼって利息制限法の上限金利で計算し直すこと。これにより借入残高が減ります。高額な利息を長期間に渡り払い続けていた場合は過払い(返済しすぎ)になっている場合もあります。その場合は、過払い金の返還を求めることができます。

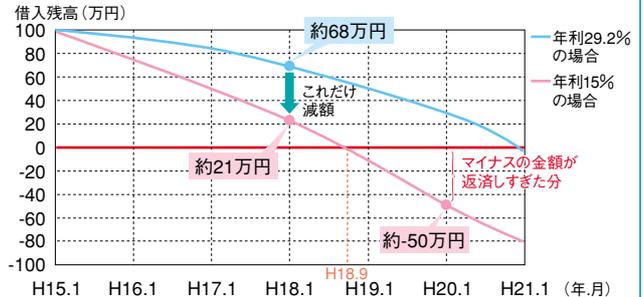
貸金業者の金利を規制する主な法律には出資法と利息制限法があり、**出資法**による上限は年**29.2%**。一方、**利息制限法**による上限は借入額に応じて年**15~20%**。利息制限法の上限を超えて出資法の上限を超えない範囲が、いわゆる**グレーゾーン金利**です。

従来、多くの貸金業者は29.2%に近い金利を付けていましたが、相次ぐ最高裁の判決や貸金業法の改正により、今ではグレーゾーン金利は無効とする考えが主流です。



Q. 利息の再計算で借金はどのくらい減るの？

A. 【100万円借りて月々3万円返済した場合の借入残高】



	年利29.2%の場合	年利15%の場合
完済までの期間	5年11ヶ月	3年9ヶ月
返済総額	約208万円	約130万円

例えば、H15年1月に100万円借りて翌月から月々3万円返済を続けた場合、3年後のH18年1月時点では年利29.2%の場合の借入残高は約68万円ですが、年利15%で再計算すると約21万円になります。H18年9月以降は過払いの状態、H20年1月時点では約50万円も返済しすぎています。

弁護士・司法書士の費用の目安は？

現在、弁護士、司法書士ともに報酬は自由化されているため、金額や支払方法は依頼者との合意によって決めることができます。従って、依頼内容が同じでも、それぞれの弁護士や司法書士によって費用はまちまちですが、金額やその算出方法・諸経費等については事前に説明することになっています。契約前に費用を確認して、納得したうえで契約しましょう。

愛知県弁護士会では名古屋消費生活センターのサラ金・多重債務特別相談を経由して弁護士を依頼した場合の弁護士費用の目安を下記のように示しています

任意整理	貸金業者1社につき、着手金2万円+報酬金2万円+交渉で減額した金額の10%に相当する金額	
自己破産	30万円程度	個人再生 30万円~50万円程度
過払金回収	貸金業者1社につき、着手金2万円+報酬金2万円+回収した金額の20%に相当する額	

* これはあくまで目安です。消費税・実費が別途かかる場合があります。実際の費用は弁護士に直接、お尋ねください。
* 愛知県司法書士会では報酬の目安として、報酬アンケートの集計結果をウェブサイト上に公開する予定です。

Q. お金がなくて弁護士・司法書士の費用が払えない場合はどうすればいいの？

A. 資力が乏しい人が法的なトラブルに遭ってしまった時に弁護士や司法書士費用等を立て替えてくれる『民事法律扶助』という制度があります。ただし、この制度を利用するためには資力基準等、援助を受けるための要件を満たさなければなりません。詳しくは、法テラス(☎0570-078374 または ☎050-3383-5460)にお問い合わせください。

Q. 弁護士・司法書士に依頼しないと手続きできないの？

A. 特定調停は自分で手続きできます。自己破産と個人再生は手続きが難しく、通常、弁護士や司法書士等に依頼する人が多いようですが、自分でできない訳ではありません。





どこが変わったの？ **改正貸金業法**

平成18年12月20日に従来の『貸金業の規制等に関する法律』の改正が公布され、多重債務問題の解決に向けた施策が順次スタートしています。今回、法律の名称も『貸金業法』に改められました。

改正の
ポイント
1

貸金業者の 業務の適正化

* 参入規制の強化などにより、
貸金業者の業務の適正化を図る

実施期間

具体的な改正内容の例

実施済

夜間に加えて日中の強引な取立行為を規制
自殺により保険金が支払われる保険契約の締結を禁止

H22.6
までに
実施予定

貸金業への参入要件である純資産額を5,000万円以上に段階的に引き上げる
* 改正前は法人500万円以上・個人300万円以上

改正の
ポイント
2

過剰貸付の抑制

* 指定信用情報機関制度、総量規制を導入し、返済能力を超える借入れを抑制する



H21.6
までに
実施予定

貸金業者による情報提供、信用情報の照会および指定信用情報機関間の情報交流を義務付けて、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できるようにする

H22.6
までに
実施予定

貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務付けて、返済能力を超える貸し付けを禁止
* 自社からの借入残高が50万円超、または総借入残高が100万円超の貸し付けをする場合は、給与明細書などの提出を求めて返済能力を調査し、その結果、総借入残高が年収の3分の1を超える場合は原則として貸し付けをしてはいけない

改正の
ポイント
3

金利体系の 適正化

* グレーゾーン金利を撤廃し、
出資法の上限金利を引き下げる

実施済

ヤミ金に対する罰則を懲役10年、罰金3,000万円に引き上げる
* 改正前は懲役5年、罰金1,000万円

H22.6
までに
実施予定

貸金業法第43条のみなし弁済規定を撤廃し、出資法の上限金利(29.2%)を利息制限法の上限金利の水準(20%)まで引き下げる

名古屋市消費生活センターの

サラ金・多重債務特別相談

専用電話 ☎ 052-223-3160
受付 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～16:15

● 弁護士・司法書士の無料相談を受けられます

従来の消費生活相談員による相談に加え、弁護士・司法書士による面接相談を行っています。面談は月曜日～金曜日の13:30～16:30に実施、時間は1人30分、事前予約が必要

● 消費生活相談員が同席するから安心です

弁護士・司法書士に相談の要点を伝えて的確なアドバイスを得ることは、慣れない相談者にとっては難しいものです。当センターでは消費生活相談員が同席してあなたの相談のお手伝いをします。

● 面談後どうするかは自由です

その場で結論を出す必要はありません。面談したからといって、弁護士や司法書士に依頼をしなければならないということもありません。今後どうするかは家族等と相談して、検討してください。

相談員のひとり言

相談に来てくれて本当によかった!

相談者はまじめに働いてきた60代後半の自営の男性。収入に波があり生活費が足りない時も、病弱な妻には言い出せずに20年以上も前からサラ金で借金を繰り返してきた。ところが5年程前に自身もガンを発症。その後も細々と働き、なんとか返済を続けていたが、借金はサラ金6社で合計250万円以上、その他にも親戚やヤミ金からの借金が150万円以上に膨れ上がってしまった。もう限界…。生活保護の申請に訪れた区役所の窓口で、消費生活センターで多重債務相談を受けるように勧められたという。

相談者の話にじっくりと耳を傾けていた弁護士は「よく今まで頑張ってきましたね。20年も前から借金を繰り返しているなら数百万円の過払い金を取り戻せるはず。弁護士費用は取り戻した過払い金から支払っていただければ構いません。私にお手伝いをさせてください」と。

弁護士の言葉に相談者は「これで長年の肩の荷が下ります…」と、ほっとした表情でつぶやきました。



お知らせ

名古屋市消費生活センターでは、次のようにセミナーと講座を開催します。ぜひ、ご参加ください。

平成20年度(前期)

消費者問題セミナー受講者募集

全10回

午前10時～正午

締切日
5月7日

テーマ 「暮らしいきいき! 賢い消費者」

No.	日程	内容	講師(敬称略)
1	5月16日(金)	暮らしの中のマーケティングと消費者	東京経済大学経営学部 教授 小木 紀親
2	5月23日(金)	多重債務者問題と改正貸金業法	弁護士 佐藤 浩史
3	5月30日(金)	だから安心! 暮らしと景品表示法	公正取引委員会事務総局中部事務所
4	6月 6日(金)	消費者と民法(契約の考え方を中心に) (1)	明治学院大学法科大学院 教授 加賀山 茂
5	6月13日(金)	消費者と民法(契約の考え方を中心に) (2)	明治学院大学法科大学院 教授 加賀山 茂
6	6月20日(金)	相談窓口検証! その契約大丈夫ですか?	名古屋市 消費生活相談員
7	6月27日(金)	悪質な投資話の予防と救済	弁護士 石川 真司
8	7月 4日(金)	施設体験(千種区 鍋屋上野浄水場)	名古屋市 上下水道局
9	7月11日(金)	ペットと暮らし(ペットと楽しく暮らすために)	名古屋市 動物愛護センター
10	7月18日(金)	名古屋の賢い消費者が企業を育てる	エコノミスト 内田 俊宏

*No.8のセミナーは体験学習のため会場が現地(千種区 鍋屋上野浄水場)となりますので、ご注意ください。

消費生活講座受講者募集

各講座 全4回 午前10時～正午

締切日
5月1日

講座名	日程	内容
講座1 「食とヘルシーライフ」	【5月】13日(火)・20日(火)・27日(火) 【6月】 3日(火)	食生活を見直して健康的に過ごすために、お茶や乳製品などの知識を深めます。
講座2 「癒して快適生活術」	【5月】15日(木)・22日(木)・29日(木) 【6月】 5日(木)	心の癒される快適な生活を築くために、香りやガーデニングなどの知識を深めます。

開催場所 名古屋市消費生活センター 第1研修室 伏見ライフプラザ12階

募集人数 セミナー 講座1 講座2 とも各100名(応募多数の場合は抽選)

受講料 セミナー 1,000円(初回の受講日にお支払いください) 講座 無料

応募方法 「往復はがき」に ①住所 ②氏名(ふりがな) ③電話番号 ④セミナーの場合は「消費者問題セミナー受講希望」、講座の場合は希望の講座名を明記のうえ、締切日までに下記の担当係へ(必着)

ウェブサイトからも応募できます。 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouza/index.htm>

申込先 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
名古屋市消費生活センター 消費者問題セミナー 係 または 消費生活講座 係

*受講者募集についてのお問い合わせは ☎222-9679 まで

利用のご案内

相談室

受付時間 月～金曜日
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9671 消費生活相談
TEL 052-222-9674 架空請求ホットダイヤル
TEL 052-223-3160 サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9690 土・日テレフォン相談
※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日
9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677

※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m>



名古屋城本丸御殿復元プロジェクト
2010年は、名古屋開府400年です。 NC400



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。